

日本共産党松山市議会だより

2021年新春号
—12月議会—

発行日本共産党松山市議団
●市役所控室 948-6665
●党事務所 947-2411 松山市立花1丁目3-44

生活相談
お気軽に
連絡ください



小崎 愛子
都市企業委員会



杉村 ちえ
環境下水委員会

感染爆発 検査拡大 急げ

新型コロナ感染症の拡大の中、対策をしていない事業所はありません。厚生労働省も「高齢者施設や病院では、地域の感染状況などを考慮し一斉・定期的検査の実施」を促す事務連絡を発出しています。

東京都世田谷区や広島県、長崎県では、それぞれの状況に応じた社会的検査を実施し、クラスターを未然に防ごうとしています。松山市での取り組みを求めました。

市は「感染の早期発見のためには、無症状者に繰り返し検査を行う必要があり、多額の費用と保健所の業務量を考えても困難である」としました。また、「保健所をはじめ、人材が不足している状況下では、検査費用の全額が国庫負担となつたとしても実施は困難」と答えました。

保健行政をはじめ、「行革」の名のもとに自治体職員の削減を進めてきた政治のあり方があらためて問われる実情が明らかになりました。

愛媛県でも昨年11月に入ってから新型コロナウイルス感染が急拡大し、年末年始を挟んで第3波が猛威を振っています。

日本では、PCR等の検査数が少ないことが指摘され、日本共産党は無症状者を含む定期的な検査、社会的検査の実施を全額国費で行うことを求めています。

ます。症状が出てから検査をし、陽性が確認されたら封じ込めを行う——これでは感染拡大を防ぐことができません。医療従事者、介護労働者などに定期的なスクリーニング検査を行い、無症状の感染者を早期に隔離・保護することが必要です。

この間松山市で行われてきた検査と対象者の基準

- 第1波の時期：複数の感染者が出た医療機関や高齢者施設、職場には濃厚接触者に限らず全員検査
- 第2波の時期：第1波の対象者に加えて、無症状の濃厚接触者も全員検査。
- 第3波の時期：高齢者施設で1人でも陽性が判明すれば、全員検査。

保健所機能の強化を

第3波のコロナ禍の下で、保健所機能の体制強化を求めるとともに、保健師の人員をふやすことが求められています。本市の保健師の人員要請についての方針を質問しました。

11月末までに、保健師21名、事務職8名、化学技師5名、生物技師1名、臨床検査技師1名、自動車運転士4名の合計40名の兼務の発令するなど、感染状況に応じた人員補充により体制を強化し、兼務の職員に加え、保健所内の職員を機能別の班体制に振り分けるなど、総勢186名の職員が交代で、新型コ

ロナウイルス感染症対策に取り組んでいる（12月9日現在）と答弁。また、保健師の人員要請については、これまで、秋のみ実施していた採用試験を今年度から、春にも実施。7名の採用予定。保健師がワーキンググループを立ち上げ、さらに働きやすい職場づくりや、若手職員の育成手法も検討していると答弁。

引き続き、恒常的に保健活動に従事する保健師の体制強化が求められ、今のコロナ感染拡大防止にも戦略的なPCR検査拡充に道筋をつけるべきです。

松山市の保健師数の推移

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020年
総計	67	67	66	68	66	71	72	75	74	77	79	80
うち保健予防課保健師数	14	14	13	14	14	15	14	14	14	14	14	14

※この10年間で、松山市の保健師の総計は若干増えてはいるが、感染症対策担当の部署である保健予防課の保健師数は、増えていない。

医療機関の経営危機への財政支援を

コロナ感染症の第3波では、感染患者の受け入れなどで、実質的に通常診療の縮小・休診・受診控えなど地域医療への影響だけでなく、経営悪化で職員の待遇悪化の事態も生じかねない。市医師会との情報共有や必要な支援を具体的に検討したのかその内容について質問をしました。また、医療機関は、地域医療を支える上で極めて重要な役割を果たし、極めて高い公益性をもっています。国は、国民の受療権を保障するためにも、医療機関の機能維持に責任をおわなければならない。この観点から、市は、国や県に財政支援

措置を求めるとともに、感染症対応と一般病棟の対応が重なり、大変、苦勞をしている2次救急の病院には、市独自としても、一定の財政支援を行うことが必要だと質しました。

市は、市医師会とは、日頃から新型コロナウイルスへの対応等について協議、検討を行っているが、これまでに市への財政支援の要望はでていないので、具体的な検討は行っていない。また、全国市長会を通じ、コロナ感染症対策として、医療機関への十分な財政措置を講ずるよう国に要望をしている。2次救急医療機関は、国の財政支援があるため、



現時点で、本市独自の支援を行う考えはない。今後、救急指定医療機関協議会や松山圏域3市3町の関係者と情報共有し、必要に応じて検討したいと答弁しました。

「市中感染蔓延の一手前」の状況のもと、診療、検査医療機関として協力している病院や医療従事者への支援金等財政的な支援、赤字経営を余儀なくされている病院に対して、損失補填するよう国に強力に求めてほしいものです。

●地域経済の実情をつかみ、支援策の拡充を 自粛とセットの十分な補償を！●

「密を避ける」などの新しい生活様式は、消費の減退を長引かせざるをえません。松山市でも、三越で200人の退職、中心市街地の映画館閉鎖が報じられました。第3波が猛威を振るう中、中村知事は1月13～2月7日までを「特別警戒期間」とし、松山市の酒類を提供する飲食店に時短営業・休業を求めています。松山市の状況はどうなのか、また松山市の相談体制、支援策の拡充を求めました。

市の答弁

- 2020年2～10月の倒産件数 9件（前年と同水準）
廃業件数 不明
- 10月の有効求人倍率 1.15倍（横ばい）
国の持続化給付金や市の資金繰り支援によって下支えしていると考えている。

松山市では、社労士など専門家による相談窓口を設けていますが、昨年9月末からは行政書士を新たに配置し、補助金申請のサポートも行っています。国の持続化給付金、家賃支援給付金などは12月末を対象期間とし、1月15日で申請が締め切られました（持続化給付金は特別の理由がある場合のみ2月15日まで締め切り延長）。休業手当の一部が助成される雇用調整助成金は延長されましたが、2月末までです。支援制度の継続・拡充を強く求めています。

ご存知ですか？

「休業支援金制度」

10月末から基準が変わりました

休業支援金制度厚労省のホームページ



対象期間および申請期限

休業した期間	申請期限
★令和2年4月～9月	令和2年12月31日（木）
令和2年10月～12月	令和3年3月31日（水）
令和3年1月	令和3年5月31日（月）
令和3年2月	

仕事があるときだけ短期の雇用契約を結ぶ「日々雇用」の非正規労働者や、勤務日時が固定されていない「シフト制」で働くアルバイトのみなさんに支援金が支給されます。

新基準では、休業前に一定期間の労働実績などが確認できる労働条件通知書、シフト表、

給与明細といった客観的資料を使って、事業主が休業させたことを認めない場合であっても、支給手続を進めることができます。

10月以前に申請が受け付けられなかった方も再度申請できます。ご相談を！

利用してますか？

「特定奨学金」

コロナ禍で苦勞をしている学生生活を応援する学生生活支援プロジェクト実行委員会で、「学生への食材支援」を、昨年は5回行ってきました。1回に100人の学生が食材などを求めて並び、「アルバイトが少なく、ありがたい。助かる。」と喜んでくれると同時に、聞き取りの中で、困窮している、誰にも相談できず、大学をやめていった友人がいるという話も聞いてきました。

市では、アルバイトがなくなり、生活ができない等の学生の修学に必要な費用を貸与する制度「松山市特例奨学金」の制度を創設しました。（6月議会で1.9億円予算採択）この制度の広報や利用状況について、また、返済免除の奨学金制度にするべきではないかなど質問しました。

- 申請者数が54人
110万円が31人 90万円が6人
70万円が7人 50万円が9人
30万円が1人
- 申請総額 4920万円
貸付済額 3640万円
(12月1日時点)

この特例奨学金は、松山市に就職すれば、返済不要の給付型の制度にする考えはないかも質問しましたが、コロナ対策としての学業継続を目的とした緊急的に設けている一時的な制度であることから、将来の大きな影響を持つ「就職」を返済不要の条件として付することは適切ではないと答弁。

一方、今後の経済状況に不安を抱えている学生がいること考え、この制度は、3月10日まで期間延長を決定したと答弁しました。

松山市特例奨学生募集要領（略）

応募対象者	市内に居住、又は本市出身で市内外の大学等に通う学生
貸与の条件	アルバイト収入や家族からの援助（仕送り等）が半減
貸付金額	30万、50万、70万、90万、110万のいずれか 無利子
予定人数	200人
応募期間	令和3年3月10日（水） 午後5時15分まで
資金の返還	約15年の期間内に償還（無利子）
問い合わせ先	松山市教育委員会学校教育奨学金担当 TEL089-948-6869 (詳細はお問い合わせください)

上下水道統合で 「安全で安心な水」の提供と処理までを！

今年の4月から予定している上下水道事業組織統合に関して、一部を改正する条例が、12月議会で可決されました。

組織統合で、何がかわるのか、また、統合を機に上下水道が一元化した機に民間委託はするべきでないと質問しました。

市は、組織統合により、市民窓口の利便性の向上と事務の合理化や上下水の工事を

一体的に行える体制を見直すことで手続きの迅速化を図り、湧水や風水害などの危機事象が発生した場合の危機管理体制の強化をしたいと答弁。現時点では、組織統合を機に浄水場と一元化して民間委託する考えはないが、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、質の高いサービスを継続的、効率的・効果的に提供するには、



民間のノウハウや技術力の活用は不可欠で、今後もより良い民間委託の方策を検討していきたいと答弁。

「水」は、公共財。儲けの対象ではない。自治体職員を削減する民間委託はさせないために声をあげていきます。